

日本での性的搾取を目的とした  
女性のトラフィッキングの実態  
—フィリピン女性に関する調査結果—

---



---

I O M  
(国際移住機関)

本報告書は立正佼成会一食平和基金からの財政援助により出版された。

IOM は難民、人的資源、人口に係わる諸問題の解決に寄与することを目的として、1951年にブリュッセルで設立された。IOMは人口移動の傾向と諸問題に関する検証と分析に焦点を当てた調査活動を実施すると共に、移民の受け入れ国への適応と融合に関する定期的なセミナーの開催を通して今日的な移民問題に関する国際的な討議・意見交換の場を提供している。

発行者: International Organization for Migration(国際移住機関)  
17 route des Morillons  
1211 Geneva 19  
Switzerland

ISBN-92-9068-064-4

© 1997 International Organization for Migration(IOM)

発行者によるあらゆる権利の留保：発行者からの文書による事前の許可を得ることなく、この出版物を複製したり、検索システムに保管、または電子、機械、複写、録音(画)などの手段により伝送することを禁じる。

## 目次

要約	1
第1章	
日本における女性のトラフィッキング及び国際労働力移動	4
日本政府によって講じられている対策	10
NGOの対応	12
日本における不法就労外国人女性と性産業に従事する外国人労働者 に関する調査研究	12
フィリピン人女性	14
タイ人女性	17
その他の国籍	21
第2章	
日本への女性のトラフィッキングに関する調査	23
調査の対象と目的	23
調査の方法	23
第3章	
フィリピン人女性の日本へのトラフィッキング概観	25
人的資源の輸出	25
本国送金と経済	26
第4章	
調査結果	30
日本へトラフィッキングされたフィリピン人女性・特徴	30
募集のパターンと日本への出国の条件	33
出国前の経費	36
日本での労働状況	38
女性のフィリピンへの帰国状況	42
トラフィッキングされた女性からの示唆又は意見	44
第5章	
政策提言	48

参照文献	50
表一覧	56
付録1：海外契約労働者問題へのフィリピン政府の対応	57
付録2：調査で使用了た質問表	62
協力者一覧	69

## 要約

女性のトラフィッキング(Trafficking)<sup>1</sup>は驚異的な勢いで増加している。海外での高所得の雇用機会につられて、多くの女性が知らず知らずのうちにトラフィッキングに関与している仲介業者によるあっせんを受けてしまう。渡航先でひとたび不法滞在者の境遇に陥ると、極端な場合負債による強制労働や強制売春にまで及ぶ様々な形態の虐待を受けやすい立場に立たされてしまう。深刻な基本的人権の侵害を被る数多くの女性の犠牲の上に莫大な利益を上げている性産業は、トラフィッキングに関与している仲介業者の主な取り引き先となっている。加えて、エイズの脅威といった要因のせいで若い売春婦への需要が高まるにつれて、世界中でますます多くの少女達が売春目的に国境を越えて誘拐、売買、トラフィッキングの犠牲となっている。たとえこういった女性や少女達が逃げ出せたとしても、大抵はトラフィッキングに関与している仲介業者や元の雇用主に連れ戻されることに脅えながら路上をさまようことになる。また当局に検挙されたとしても、超満員の不法入国者収容施設に拘留されることになるであろう。いずれにしても彼女達はお金も旅券も持ち合わせないため、無事にかつ自主的に帰国できるという見通しはほとんどない。

西ヨーロッパ及び北アメリカと並んで、日本もこの10年来トラフィッキングの主要な標的国となった。日本の労働市場への流入は厳しく管理されているにも拘らず、経済機会に引き寄せられて多数の不法移民が流入している。1970年代初頭から興行の在留資格を持ったフィリピン人女性が日本国内、特に性産業への流入を始めたが、1980年代に入ると主に短期滞在査証や通過査証で入国するタイ女性がこれに続いた。しかし最近ではこの傾向に変化が見られ、コロンビアなどの新たな地域からの女性トラフィッキングが始まっている。それでも今日、日本は依然として多くのフィリピン人海外契約労働者(Overseas Contract Workers-OCWs)、特に女性エンターテイナーの主要な受け入れ国である。「女性海外出稼ぎ労働者ネットワーク」(Women Overseas Workers Network-WOWNET)は、毎年平均して10万人から15万人のフィリピン人女性が日本へ出稼ぎに行っていると見ている。

日本へのフィリピン人女性のトラフィッキングのパターンは、マクロ・レベル、ミクロ・レベル双方の政治、経済、社会文化的な諸要因によって形成されている。不法移住や女性のトラフィッキングを含む労働力の国際移動の要因として、雇用機会や賃金といった日本-フィリピン両国間の構造的格差があげられる。フィリピンにおける高い失業・不完全就業率のせいで、フィリピン国民は海外における雇用機会に目を向けざるを得ない。一般的貧困に加え、女性の経済機会の不足はトラフィッキングを引き起こす主な要因と見なされている。加えて、国際収支赤字を補うためフィリピン政府が進めている労働力輸出及び観光振興策は、図らずもフィリピン人女性の日本へのトラフィッキングを助長している。

---

<sup>1</sup> この語の定義については第1章4頁を参照されたい。

今回の調査報告<sup>2</sup>では、まず初めに日本への女性のトラフィッキングの概観が明らかにされている。この概観では、統計的なデータも交えながら日本における女性トラフィッキングの背景を明らかにすると同時にその現状を伝えることを意図している。続けて、日本へトラフィッキングされたフィリピン人女性の実例調査の結果が報告されている。フィリピンにおける女性100人を対象とした聞き取り調査によって、日本へトラフィッキングされた女性の全体像が明らかになると同時に、この問題に対処するための改革案作りを進める手掛かりも得られことなるう。

調査結果によれば、日本へトラフィッキングされたフィリピン人女性は総じて若く、ほとんどが中等教育を受けているが、国内での雇用機会は限られていた。日本へ渡航する前は、大多数の女性は工場労働者、メイド、ウェイトレス、エンターテイナー(歌手、ダンサー)、販売員、行商といった低賃金・低階層の職業についていた。

大多数の女性は、フィリピンと日本の双方にいる仲介業者、友人や親戚のネットワークを通して雇用のあっせんを受けている。半数の女性は渡航前の経費(航空運賃、旅券その他の必要書類の取得、健康診断等の必要経費)を自己負担せずに済んだ。その上、ほとんどの仲介業者が必要な手続きを代行した。渡航前の必要書類の準備や現金の出費を全て仲介業者が負担したので、これから不法活動に従事するという自覚のない女性達にとって日本へのトラフィッキングは全く支障のないプロセスのように思われた。

半数以上の女性が偽造旅券を使って日本へ入国しているが、空港で数時間に及ぶ尋問を受けた少数の女性を除いて、日本への入国に際してトラブルはほとんどなかった。大多数が短期滞在査証または興行目的の就労査証を取得していた。

聞き取り調査の対象となった女性の大多数が日本の雇用主から住居の提供を受ける一方で売春も強要されていた。旅券は雇用主があずかり移動の自由も制限された。労働時間を自分で決めたり客を拒否する権利はなかった。約半数の女性が雇用主や仲介業者、客から肉体的または心理的虐待を受けていた。3分の1の女性はヤクザ組織が支配する職場で働いていた。また別の3分の1の女性はマネージャーによってある雇用主から別の雇用主へと職場を移動させられていた。このような過酷な労働条件のせいで29人の女性が逃走を試みている。このうち21人はNGOや友人、フィリピン大使館の助けを借りて逃走に成功している。

約4分の3の女性は健康上の問題を抱えてフィリピンに帰国した(ただし渡航前の女性達の健康状態に関するデータはない)。3分の1の女性は妊娠が原因で解雇されている。性病やエイズ感染した者、精神科医による治療を受けた女性も含まれている。

聞き取り調査を受けたフィリピン人女性のプロフィールをみると、トラフィッキングの対象となる女性を選別するある種のメカニズムが窺える。貧しい家庭の出身で高所得をも

---

<sup>2</sup> 本調査は1997年4月に終了した。

フィリピンへ帰国後ほとんどの女性が職を得られなかったため、彼女達は日本か別の国にまた働きに行きたいと願っている。従って、彼女達はフィリピン政府とNGOがトラフィッキングされた女性が帰国した場合に、法律的、財政的、制度的な援助を提供することを政策提言の一つとしてあげている。特に既存の政策やプログラムの実効性のある運用の必要性を強調している。

この調査結果から導き出された政策提言には、日本政府当局と女性の出身国の協力体制の確立だけでなく、女性の雇用機会創出プロジェクトへ重点的に開発援助を振り向ける必要性も盛り込まれている。関係国の間で警察の協力関係を進めることやトラフィッキングのメカニズムに関する調査を実施することも必要不可欠である。それはまたトラフィッキング問題に対処する政府職員の養成にも寄与することになる。日本と女性の出身国の双方がトラフィッキングに関与している仲介業者の取り締まりに向けた法律を制定したり被害者支援の政策を立案することも同様に求められている。日本は既に(1997年4月現在)トラフィッキングに関与している仲介業者の取り締まりに向けた出入国管理関係法令の改正案作りを進めている。

今回主としてフィリピン人女性の日本へのトラフィッキングに関する調査を行うことは、アジア諸国からのトラフィッキングに対する理解の向上を促す上での鍵ともいえる。この研究プロジェクトはこの地域におけるトラフィッキング問題への総合的取り組みを進める上での重要なステップとなるであろう。

## 第1章

### 日本における女性のトラフィッキング及び国際労働力移動

本調査において用いられる外国人女性労働者のトラフィッキングの定義は、IOMが作成したものである。これによれば、女性のトラフィッキングとは、不法に女性を国際的に移動させ、かつ／あるいは、女性を経済的又はその他の利益のため取引の対象にする広範な行為と定義される。これは、以下の要素の一部又は全てを含む。

- 女性が同意又は認識するかどうかにかかわらず、他国への女性の不法な移動を促進すること。
- その国際移動が合法的か非合法的かを問わず、女性に対しその移動の目的を詐称すること。
- 強制(coercion)、虐待または肉体的暴力(abuse or physical violence)、負債(debt bondage)、又は当局又は母国の家族に対して当該女性が不法に滞在している事実またはその女性の活動が不法であることを暴露する旨の脅迫によって、当該女性の生活を支配すること。
- 女性を支配して一層の不法な行為を行わせるために、女性を肉体的及び性的に虐待すること。
- 雇用、結婚、売春又はその他の利益のために、女性を売り、又は、取引の対象とすること。

性的搾取を目的とする女性のトラフィッキングは、広範な女性又は人間一般を対象とした国際取引の一部に過ぎない。上記の定義は、女性のトラフィッキングに関与している仲介業者が女性を売春のために勧誘した事実を当該女性自身が認識していた場合及び当該女性を欺していた場合の両者を含んでいる。実際、これら両者を区別することは、しばしば困難であることが明らかになってきた。

#### 基本的な制度的仕組み

日本の外国人受入れ問題に関する基本政策は、構造改革のための経済社会計画（1995年）及び第8次雇用対策基本計画において定められている。これらによると、日本は一方



では専門技術等を有する外国人については可能な限り受け入れる一方いわゆる単純労働者の受入れについては慎重に検討することとなっている。日本政府は、短期的な労働力の不足を補うため単純労働者の受入れを拡大する考えは持っていない。

外国人労働者の受入れ範囲とその場合の要件は、出入国管理及び難民認定法とその他の出入国関連法令において定められている。日本への入国を希望する外国人は、同法に定められた在留資格を取得する必要がある。

これによると、二種類の在留資格が存在する。同法の別表第1には、日本において外国人が特定の活動に従事することを可能とする23の在留資格が定められている。このうち、16の在留資格は外国人に就労することを認めている。同法の別表第2には、地位・身分に基づいて4種類の外国人が日本に在留することを認めている。これら4種類の在留資格は、外国人が制限なく就労することを認めている。

### 日本において就労している外国人

日本における外国人労働者（不法就労者を含む）に関する包括的な統計は存在しない。外国人雇用状況の把握は非常に重要であるが、各種の根拠に基づいて推定を行わなければならない。

最新のある推定によれば、1995年における日本の外国人労働者数は61万人であったが、このうち28万4000人が不法残留者であった。<sup>2</sup>

外国人登録をした者に関する統計によれば、就労を目的とした在留資格を有する外国人は8万8000人であり、このうち2万9000人が興行の在留資格を有する者であった。これとは別に、日系外国人労働者は17万人を超えていると推定されている。

1994年に外国人雇用政策研究会が実施した調査結果によれば、適正な在留資格を有する外国人労働者は製造業に集中している。この調査結果は、不法残留者のサービス分野での就労を反映していない。来日した外国人女性のうち適正な在留資格を有しない者を含む主にサービス分野で働いている女性の数については今のところ信頼できる推定はない。

### 日本における国際結婚の動向

1995年には国際結婚は2万7667件に達したが、これは、日本における結婚総件数のうち

---

<sup>2</sup> この推計は、井口 泰「国際的な人の移動と労働市場」、日本労働研究機構、1997年、第8-1表からの引用である。なお、当該推計の外国人には、永住権のある外国人は含まれていない。

3.5%に相当する。これらのうち、外国人女性との結婚は2万727件であり、外国人男性との結婚は6940件であった。日本人と結婚した外国人は、日本人の配偶者等という在留資格を付与される。

日本の国籍は、「血統主義」の原則に基づいている。日本人の親から生まれた子供は日本の国籍を取得する権利を有する。1995年に日本において外国人女性から生まれた子供は2万3734人に達し、1990年の数値と比較すると46.9%の増加であった。このうち日本人の男性を父とする子供は1万3371人で、1990年の数値と比較すると58.0%の増加であった。

### 日本へのトラフィッキングに関する指標

日本では、女性のトラフィッキングの現象を統計的に把握することは不可能である。しかし、不法残留者、性産業に従事する外国人女性労働者（CSWs）、違法な仲介業者及び入国管理当局によって摘発された不法就労者に関して入手可能な統計を検討することによって、大まかな情報を得ることができる。

### 不法残留者

1997年1月1日付けの最新の推定によれば、不法残留者数は28万2986人であり、1996年5月と比べ1,514人（0.5%減）となった。このうち、男性は15万5939人（1996年5月1日と比べ3.1%減）、女性は12万7047人（同2.7%増）であった。従来は、不法残留者は主として男性であったが、女性の不法残留者が増加し男性の不法残留者が減少する傾向にあるため、年々、両者の差は小さくなってきている。

表1  
不法残留者数の推定値

		1993		1994		1995		1996		1997
		5月	11月	5月	11月	5月	11月	5月	1月	
国籍計	合計	298,646	296,751	293,800	288,092	286,704	284,744	284,500	282,986	
	男性	192,114	186,146	180,060	172,516	168,532	164,154	160,836	155,939	
	女性	106,532	110,605	113,740	115,576	118,172	120,590	123,664	127,047	
韓国	合計	39,455	41,024	43,369	44,916	47,544	49,530	51,580	52,387	
	男性	20,998	20,324	20,801	20,501	21,662	21,995	22,549	21,669	
	女性	18,457	20,700	22,568	24,415	25,882	27,535	29,031	30,718	
フィリピン	合計	35,392	36,089	37,544	38,325	39,763	41,122	41,997	42,547	
	男性	15,861	15,794	15,933	15,997	16,056	16,086	16,081	15,818	
	女性	19,531	20,294	21,611	22,328	23,707	25,036	25,916	26,729	
タイ	合計	55,383	53,845	49,992	46,964	44,794	43,014	41,280	39,513	
	男性	25,624	24,759	22,611	21,059	19,866	18,844	17,811	16,839	
	女性	29,759	29,086	27,381	25,905	24,928	24,170	23,469	22,674	

資料出所：法務省

注目されるのは、不法残留者に占める女性の比率の上昇が、特にフィリピン人及び韓国人について著しいことである。

#### 不法就労者

1995年に出入国管理関係法令に違反し不法に就労していた外国人の数は、4万9453人であった。法務省は当該数値が前年よりも減少したとし、その減少を説明する要因を挙げている。第1に、入国・在留に関する検査が強化されたことである。第2に、警察による不法就労者の雇用防止キャンペーンが実施されたことである。第3に、経済の不況と雇用機会の減少によって、不法残留者が全体としては減少していることである。第4に、不法就労者が日本各地にかなり拡散したために、摘発が一層困難になっていることである。

職種別にみると、男性の外国人不法就労者は一般的に建設又は生産現場で就労しているのに対し、女性の外国人不法就労者は主としてホステスやウェイトレスをしたり生産現場で働いている。このうち、売春に従事していると答えた者は3.4%にすぎない。

表2 不法就労者の職種

男性	人数	%	女性	人数	%
建設労働者	12,011	37.4	ホステス	6,389	36.9
生産労働者	8,090	25.2	ウェイトレス	2,648	15.3
単純作業者	2,995	9.5	生産労働者	2,511	14.7
調理人	2,095	6.5	家事使用人	1,409	8.1
バーテンダー	1,906	5.9	調理人	835	4.8
家事使用人	1,234	3.8	単純作業者	616	3.6
その他サービス労働者	1,007	3.1	売春婦	595	3.4
その他	2,768	8.6	その他	2,285	13.2
合計	32,106	100.0	合計	17,328	100.0

資料出所：法務省

#### 不法な仲介業者

警察庁によれば、1995年に外国人に関する雇用関係法令の違反による検挙件数は369件、摘発された者の人数は476人であった。前年と比較すると、267件、302人の減少であった。<sup>3</sup> 摘発件数のうち67%は製造業及び建設業の現場における不法就労であり、33%は、売春関係の事案であった。

不法な仲介業者として摘発された者の数は74人であった。エンターテイナー又はホステスに関する事件は16件で、関係した外国人の数は167人であった。また多くの場合、仲介業者は、不法な労働者派遣又は職業紹介事業によって巨大な利益を挙げており、労働者には給与が完全には支払われていなかった。これら仲介業者は職業安定法に違反するとともに、出入国管理及び難民認定法第73条の2によっても罰せられることがありうる。

#### 売春に関与した外国人女性

警察庁の統計によれば、1995年には1133人の外国人女性が売春に及んだとされている。<sup>4</sup> 同庁によれば、特にナイト・クラブやバーでホステスとして働いている外国人女性であって売春した者は、東京や大阪などの大都市のみならず日本全国の小都市でも発見されている。これら女性の多くは、負債を負い、これを返済するために売春を強要されている。

<sup>3</sup> 警察庁「警察白書」1996年、308-309 ページ。

<sup>4</sup> 警察庁「警察白書」1996年、第8-8表。

1990年以降東京においても、新宿や池袋などの地域で街娼が出没するようになっている。同様の現象は大阪、横浜及びもっと小さい都市でも観察されている。

日本の売春防止法は、個人が他の個人を売春に勧誘又は売春を強要し、あるいは、これを仲介することを禁じている。売春防止法違反のビジネスを営む者に対する集中摘発がなされてきており、同法によって摘発された者には外国人も含まれている。警察によれば、外国人の仲介業者は、多くの場合日本人の仲介業者と接触し、暴力団との繋がりがしばしば観察される。

表3  
売春防止法に違反した外国人女性

年	1991	1992	1993	1994	1995
韓国人	143	107	80	133	62
中国（台湾）人	221	176	158	156	81
フィリピン人	271	145	98	337	166
タイ人	1,285	1,702	1,849	1,407	571
その他	219	132	220	347	253
合計	2,139	2,262	2,405	2,380	1,133

資料出所：警察庁

注：その他には、ラテン・アメリカ諸国、特にコロンビア人が含まれている。1995年における数値の減少は、政府が対策を講じたことによって説明され得る。

#### 女性の避難所 (Women's Shelters) <sup>5</sup>

東京の「HELP」（1986年設立）及び横浜の「みずら」（1990年設立）並びに川崎の「SAALAA」（1992）も、女性の外国人労働者に関するその他の統計データを収集している。HELPは最も長い活動の実績を有しているため、その統計も整備されている（女性の家HELP 1992:52-1996:3）。HELPが作成した不法残留者に関する統計によれば、避難所で保護された人数は1986年の88人から1988年の203人まで増加を続け、その後一旦減少を見たものの1991年にはピークの299人に達し、その後は減少した。1987年

<sup>5</sup> 松田（1993a）及び三木（1995）による「HELP」及び「SAALAA」の活動に関する英語の報告による。

までは、不法残留者の女性のほとんどはフィリピン人であった。1988年には、不法残留者の女性のうち最多はタイ人であった。タイ人の不法残留者の数は1992年まで増加を続けて、その後減少に転じた。1989年以降は、フィリピン人女性の数は低い水準で推移している。

### 診療機関

性産業に従事する外国人労働者がかなり集中している地域に存在する幾つかの診療機関においては、継続的に医療記録がモニターされてきた。診療以外に関する情報はあまり多くないものの、これらの記録は診療及びそれ以外の事項に関して重要な情報を提供している。木原雅子らによれば（1995;582-584）、茨城県におけるあるクリニックの診療記録を分析したところ、STD及びHIVテストを受けた性産業に従事しているタイ女性労働者の数は1990年と1991年の間に急増したが、1992年と1993年の間に急減した。この変化は、国のHIV/AIDSサーベイランス運動の結果に一致するが、日本に在留するタイ人女性の数の増減とは一致していない。これは日本に在留するタイ女性の中でHIVテストを受ける者の比率を減少させるような社会的要因が存在していたことを示唆している。1993年から入国管理当局が不法残留者が集中する地域に対して厳格かつ頻繁に手入れを行ったため、タイ人女性は分散し地下に潜ることを余儀なくされたとも思われる。当該数値が増加した1991年には、多くのタイ人女性が、ヤクザの従業員に付き添われて集団でクリニックを訪れていたことからしても、この可能性は十分考えられる。HIV感染の事例の多発は、客の数が多くコンドームの使用率が低いことと関連している可能性を示唆している。

フィリピン人女性労働者の医療機関の利用に関するデータは入手できない。

### 日本政府によって講じられている措置<sup>6</sup>

1993年以来、警察庁、法務省及び労働省は、不法在留者と不法就労者を減少させる効果的な措置を実施するために協力してきた。

警察庁は、外国人の不法残留を助長する者の摘発を集中的に実施した。このような措置には、暴力団、不法な仲介業者、文書偽造、不法就労、売春などに関与する者の集中摘発が含まれている。最近では、外国人が様々な種類の犯罪の犠牲にならないよう防止することも、警察の重要な任務の一つとなっている。

出入国管理行政は、不法残留者と不法就労者を減少させるための活動を強化している。不法残留者を摘発するために編成された特別のチームが活発に行動している。これに加えて、不法就労を目的に来日する者を見破るために、空港における上陸審査が強化されている。警察とは対照的に、入国管理当局は外国人労働者の退去強制の実施に最大の努力を払

<sup>6</sup> 警察庁、法務省及び労働省の記者発表資料及び聞き取りによる。

る。警察とは対照的に、入国管理当局は外国人労働者の退去強制の実施に最大の努力を払っており、この観点から退去強制を控えた外国人の収容施設の拡充がなされてきた。さらに警察との協力のもと、不法就労者の集中摘発が実施されてきた。1996年9月には、改正された法務省令が実施され、エンターテイナーとホステスを明確に区分するとともに、出入国管理及び難民認定法又は売春防止法に違反した者は5年間にわたり外国人のエンターテイナーを雇用することができないこととされた。この措置が講じられた結果、日本に入国するフィリピン人エンターテイナーの数は急激に減少した。

職業安定行政及び労働基準行政は、主として適正な在留資格を有していない外国人を雇用することがないように行政指導を行うとともに、外国人を合法的に雇用するための情報を企業に提供している。また労働基準行政は、不法残留者や不法就労者が退去強制になる前に、労働基準関係法令に基づき労働者の権利を保護する措置を講じなければならない。

政府関係機関は、暴力団の関与があることから女性のトラフィッキングの問題に高い優先度を与えている。

本報告が執筆された期間（1997年4月の第1週）に、日本の連立政権与党の政策調整会議は、日本への密入国の大幅な増加を抑制するため、出入国管理及び難民認定法の改正案を承認した。同改正案によれば、外国人を集団で日本に密入国させるよう教唆した者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる。また、外国人を日本に不法入国させた者は、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処するとしている。当該行為が営利目的であった場合は、7年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処するとしている。日本国内において不法入国者を故意に輸送又は隠蔽した者については、懲役刑が課せられることになる。